

平成二十六年年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会、広島県選挙管理委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

平成二十七年十二月十七日

広島県監査委員

中原好治

同

児玉浩

同

高橋義則

同

赤木稔明